

## 松川町単独土地改良事業補助金交付規程（抜粋）

（趣旨）

第1 この規程は、国又は県、町の法律、規則、補助金交付要綱に定められた規程により、補助金の交付を受けて施行する土地改良事業以外の農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適応かつ、円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業生産の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資するため、共同施行者（補助事業者）が行う、土地改良事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（事業の種類、経費及び補助率）

第2 第1の規定する補助金の交付の対象となる事業の種類、経費及びこれに対する補助率は別表の通りである。（裏面）

○対象経費・補助額について

事業費の直接工事費と共通仮設費(※)を足した金額を対象経費とし、その金額に補助率を乗じた金額を補助額とする。

(※)共通仮設費とは運搬費・準備費・事業損失防止費・安全費・役務費・技術管理費・営繕費の合算値のことである。町単独事業の平均を割り出したところ13%である為、共通仮設費を13%以内として計上する。

【例】直接工事費が1,000,000円で補助率が60%の場合

$$\text{補助額} = (1,000,000 \text{円} + 130,000 \text{円} \langle \text{直接工事費の13\%} \rangle) \times 0.6 = \underline{678,000 \text{円}}$$

○事業における注意点

- (1) 交付金の対象となる事業は申請のあった事業とし、交付決定額を上限として、工事の竣工後、出来高設計により補助金を確定する。  
(交付決定額は補助上限額であり、減額になることもあります。)
- (2) 申請者は工事を依頼する業者と打ち合わせていただき、交付決定を受けた年度の3月中旬には工事が完了するようにしてください。
- (3) 当事業を実施した農用地及び農業用施設において、事業終了後、農地転用または農業用目的以外で利用していた場合、調査した上で補助金を返還していただきます。

## ○別表

補助事業の種類	経費	補助率
1 農業用水路事業	農業用水路及びそれに付随する施設の新設、更新、管理及びそれに伴う附帯工事に要する経費	6/10 以内
2 畑地かんがい事業	畑地かんがい事業(移動施設を含む。)に要する経費	4/10 以内
3 客土事業	客土事業に要する経費	3/10 以内
4 暗渠排水事業	暗渠排水(農地の湧水処理)の新設、更新、管理及びそれに伴う附帯工事に要する経費	3/10 以内
5 区画整理事業	区画整理事業で受益面積がおおむね50a(5反歩)以下の事業に要する経費	3/10 以内
6 農道事業	①受益者が2者以上の農業のように供する通路の新設、更新又は管理で、かつ、その農道の延長がおおむね20m以上、有効幅員が2m以上4m未満の事業に要する経費	6/10 以内
	②農道橋の架け替えで、その架け替えられた農道橋の構造が、永久的であり、かつ、その有効幅員が2m以上4m未満のものに要する経費	
	③受益者が2者以上の農業の用に供する通路の新設、更新又は管理で、かつ、その農道の延長おおむね20m以上、有効幅員4m以上の事業に要する経費 ④農道橋の架け替えで、その架け替えられた農道橋の構造が、永久的であり、かつ、その有効幅員が4m以上のものに要する経費	7/10 以内
7 索道事業	農業の用に供する索道事業に要する経費	4/10 以内
8 老朽ため池事業	農業用ため池の老朽による被害を防止するために、その施設を補強する事業に要する経費	6/10 以内
9 土砂崩壊防止事業	農地の土砂崩壊により被害がある、又は被害のおそれがある場合による農地、農業用施設の被害を防止するために防止施設(構造物)を施行する事業、又は崩壊した農地の法面及び防止施設(構造物)を原型に復する機能へ復旧する事業に要する経費	5/10 以内
10 小団地農地造成事業	農地造成事業を行う農業者(共同又は個人)で未墾地からの農地造成及びこれと一体して施行する既墾地からの改良造成を含む事業で造成面積が3a以上300a未満の事業に要する経費。ただし、水田への造成は対象としない。	3/10 以内